

第3 監査の視点、主な監査手続及び監査の範囲

1 . 監査の視点

(1) 基本的視点

監査対象とした各事業について、次の3点を基本的な視点として、監査を実施した。

合規性の検討

市民の食に関連する事業の事務の執行が、地方自治法、条例及びその他の法令に従い、適切に行われているかどうかを検討する。

経済性、効率性及び有効性の検討

市民の食に関連する事業の事務の執行が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているかどうかを検討する。

食の安全についての検討

市民の食の安全に対する関心が高まる中、横浜市が行う市民の食に関連する事業の事務の執行が、「食の安全」に配慮して行われているかどうかを検討する。

(2) 卸売市場の運営管理の監査の具体的視点

卸売市場の現状を踏まえ、下記事項を主な視点として、監査を実施した。

市場の役割の検討

市場外流通の増加、市場間競争の激化等の環境の変化に対して、食の安全に対する配慮を図りながら、本場・南部市場・食肉市場は適切に対応しているか。

市場の運営コストの検討

本場・南部市場・食肉市場は、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に運営されているか。

外郭団体の役割の検討

外郭団体の運営は適切に行われているか。外郭団体を利用することに合理性は認められるか。

使用料に関する事務の執行の検討

使用料等の歳入に関する事務の執行は、地方自治法、条例及びその他の法令に従い適切に行われているか。

(3) 食品衛生業務の監査の具体的視点

食品衛生業務の現状を踏まえ、下記事項を主な視点として、監査を実施した。

食品衛生に関する法律への準拠性の検討

横浜市が行う食品衛生業務は、食品衛生法あるいは食品安全基本法等、食の安全に関する法令に従い適切に行われているか。

食品衛生業務の役割の検討

食の安全に関する市民の意識の高まりに対して、衛生局・衛生研究所・衛生検査所等は適切に対応しているか。

衛生研究所・市場衛生検査所の運営コストの検討

衛生研究所及び市場衛生検査所は、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に運営されているか。

衛生管理業務システムの信頼性の検討

衛生管理業務システムについて、情報セキュリティへの対応を含め、信頼性は十分に確保されているか。

(4) 消費者政策事業の監査の具体的視点

消費者政策事業の現状を踏まえ、下記事項を主な視点として、監査を実施した。

消費者政策事業の役割の検討

消費生活に関する市民の意識の高まりに対して、食の安全に対する配慮を含め、経済局・横浜市消費生活総合センター・各区役所は適切に対応しているか。

財団法人横浜市消費者協会の役割の検討

財団法人横浜市消費者協会の運営は適切に行われているか。財団法人横浜市消費者協会を利用することに合理性は認められるか。

(5) 学校給食事業に関する具体的視点

学校給食事業の現状を踏まえ、下記事項を主な視点として、監査を実施した。

民間委託の効果の検討

民間委託は経済性、効率性及び有効性の観点から有用か、民間委託を進める上での課題点は何か。

給食施設の整備状況の検討

小学校施設の老朽化が進む中で、給食施設の整備は経済性、効率性及び有効性の観点から適切に行われているか。

食材の調達方法の検討

財団法人横浜市学校給食会を利用した給食食材の調達は、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。財団法人横浜市学校給食会を利用することに合理性は認められるか。

給食費の管理状況の検討

給食費の取扱いに関する事務の執行は、地方自治法、条例及びその他の法令に従い適切に行われているか。

「食の安全」の配慮への検討

学校給食に関する事務の執行は、食の安全に配慮して行われているか。

(6) 市立保育所における給食事業に関する具体的視点

保育所における給食事業の現状を踏まえ、下記事項を主な視点として、監査を実施した。

学校給食との比較検討

学校給食と比較して、市立保育所における給食事業は、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に運営されているか。

「食の安全」の配慮への検討

市立保育所における事務の執行は、食の安全に配慮して行われているか。

2 . 監査の範囲

(1) 監査対象とした組織

3 ページの表 1 に記載した、監査対象とした「食」に関する事業は、下表の局区・部・課で実施されている。したがって、監査対象とした組織は、原則としてこれらの局区・部・課とする。

表 1 監査対象とした組織

監査対象とした事業	所管		
	局区	部	課
卸売市場の運営管理	経済局	中央卸売市場 本場	運営調整課
			経営支援課
		中央卸売市場 南部市場	運営課
			経営支援課
中央卸売市場 食肉市場	運営課		
消費者政策事業	-	消費経済課	
	中区	総務部	地域振興課
食品の衛生検査	衛生局	生活衛生部	食品衛生課
			中央卸売市場本場 食品衛生検査所
			中央卸売市場南部市場 食品衛生検査所
			食肉衛生検査所
	衛生研究所	管理課	
		検査研究課	
中区	福祉保健センター	生活衛生課	
学校給食事業	教育委員会事務局	学校教育部	健康教育課
市立保育所の給食事業	福祉局	児童福祉部	保育運営課
	中区	福祉保健センター	サービス課

(2) 監査対象とした事業科目（歳入・歳出）

上表の表 1 に記載した、監査対象とした組織が所管する事業科目を監査対象とする。

表 2 から表 7 は、表 1 に記載した監査対象局区が所管する、監査対象とした歳入に関する事業科目（以下「歳入科目」という。）及び監査対象とした歳出に関する事業科目（以下「歳出科目」という。）である。

第3 監査の視点、主な監査手続及び監査の範囲

決算額欄の金額は、歳入科目は平成16年度の調定額を、歳出科目は平成16年度の支出済額を記載している。

表2 卸売市場の運営管理：監査対象とした歳入科目 (単位：千円)

会計別	款	項	目	16年度決算額	
中央卸売市場費 (特別会計)	本場収入	使用料及び 手数料	使用料	1,326,296	
			手数料	-	
		財産収入	財産売払収入	-	
			繰越金	繰越金	99,254
		諸収入	雑入	224,048	
		国庫支出金	国庫補助金	53,614	
	市債	本場施設整備債	62,000		
	南部市場収入	使用料及び 手数料	使用料	526,277	
			手数料	4	
		財産収入	財産売払収入	-	
			繰越金	繰越金	70,228
		諸収入	雑入	156,746	
	繰入金	一般会計繰入金	本場費繰入金	1,384,419	
			南部市場費繰入金	392,001	
	小計				4,294,891
	中央と畜場費 (特別会計)	使用料及び手数料	使用料	中央と畜場使用料	252,132
		国庫支出金	国庫支出金	国庫補助金	33,329
財産収入		財産売払収入	物品売払収入	-	
繰入金		繰入金	一般会計繰入金	2,536,656	
繰越金		繰越金	繰越金	127,407	
諸収入		貸付金元利収入	貸付金元利収入	785,000	
		雑入	雑入	76,494	
市債		市債	中央と畜場債	170,000	
小計				3,981,018	
合計				8,275,909	

第3 監査の視点、主な監査手続及び監査の範囲

表3 卸売市場の運営管理：監査対象とした歳出科目 (単位：千円)

会計別	款	項	目	16年度決算額
中央卸売市場費 (特別会計)	本場費	運営費	運営費	1,050,125
		施設整備費	施設整備費	122,865
		公債費	元金	1,302,476
			利子	519,306
			公債諸費	1,588
	南部市場費	運営費	運営費	746,550
		公債費	元金	227,379
			利子	113,294
			公債諸費	33
	小計			
中央と畜場費 (特別会計)	中央と畜場費	運営費	運営費	2,816,356
		施設整備費	施設整備費	248,582
		公債費	元金	428,190
			利子	214,239
	公債諸費	84		
小計				3,707,453
合 計				7,791,073

表4 食品衛生業務：監査対象とした歳出科目 (単位：千円)

会計別	款	項	目	16年度決算額
一般会計	衛生費	環境衛生費	食品衛生費	137,592
			衛生研究所費	147,440
			食肉衛生検査所費	123,125
合 計				408,157

表5 消費者政策事業：監査対象とした歳出科目 (単位：千円)

会計別	款	項	目	16年度決算額
一般会計	経済費	経済振興費	消費経済費	454,273

表6 学校給食事業：監査対象とした歳出科目 (単位：千円)

会計別	款	項	目	16年度決算額
一般会計	教育費	学校保健体育費	学校給食費	2,527,464
		小学校費	学校管理費	413,126
		特殊学校費	学校管理費	8,711
合 計				2,949,302

上記の歳出科目の他、児童生徒の保護者から徴収する給食費を監査対象としている。

表7 保育所における給食事業：監査対象とした歳出科目 (単位：千円)

会計別	款	項	目	16年度決算額
一般会計	福祉費	児童家庭福祉費	保育所費	673,516

上記の歳出科目の他、乳幼児の保護者から徴収する保育料等を監査対象としている。

3 . 主な監査手続

(1) 監査対象科目の検証

抽出した監査対象科目について、執行伺、契約書、予定価格積算資料、支出伺、検査調書、精算報告書等の関係資料を確認し、かつ、担当者への質問を実施した。

(2) 監査を実施した事業所等

監査対象とした事業科目の検証にあたっては、次の事業所等を往査して、監査手続を実施した。

表8 往査を実施した施設等

監査対象とした事業	往査場所
卸売市場の運営管理	経済局
	中央卸売市場本場
	中央卸売市場南部市場
	中央卸売市場食肉市場
食品衛生業務	衛生局
	衛生研究所
	中央卸売市場食品衛生検査所
	食肉衛生検査所 中区福祉保健センター
消費者政策事業	経済局
	横浜市消費生活総合センター
	財団法人横浜市消費者協会
	中区地域振興課
学校給食事業	教育委員会事務局
	財団法人横浜市学校給食会
	横浜市立獅子ヶ谷小学校
	横浜市立宮谷小学校
	横浜市立三ツ沢小学校
	横浜市立鉄小学校
	横浜市立常盤台小学校
	横浜市立戸塚高等学校定時制
市立保育所における給食事業	福祉局保育運営課
	中区サービス課
	横浜市立竹之丸保育園